

【別紙】中小企業事業者データの利活用シーン一覧

※No.は、資料5(P12)のラベル番号に対応

No.	中小企業庁	支援者（支援機関・士業）	中小企業・小規模事業者	他省庁	地方自治体	大企業	金融機関	民間調査会社	非営利団体（NPO等）	研究機関	利活用シーン	概要	メリット	データ利活用パターン
1			✓								監督業務の電子化	各種監督業務（例えば、補助金執行状況の把握、特定の事業の進捗状況管理など）を中小企業支援PFを通じて行う。	<p>▼支援者（支援機関・士業）にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）の進捗報告を行うことで、監督機関からの各種問い合わせに対する対面での報告や、書面の作成及び提出業務が効率化される。</p> <p>▼中小企業庁にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）の進捗状況等を参照することで、管轄する各支援者（支援機関・士業）等の監督業務が効率化される。</p>	C (第三者データ活用)
2	✓	✓									報告業務の電子化	監督機関への報告業務を、中小企業支援PFを通じて行う。	<p>▼支援者（支援機関・士業）にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）に関して一元的に報告することで、書面で提出している報告書の作成・管理業務が効率化される。</p> <p>▼中小企業庁にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）に関する報告を一元的に受領することで、書面で受領している報告書の電子化業務や、メールで受領している報告書などの資料の管理業務が効率化される。</p>	A (自己データ提供)
3											事業の広報/営業	事業者の経営情報・財務情報をもとに広報・営業対象となる事業者（群）を特定し、各種事業を広報、営業する。	<p>▼中小企業・小規模事業者にとってのメリット 自社の財務状況や経営状況にマッチした支援事業の情報を取得することが出来る。</p> <p>▼中小企業庁にとってのメリット 中小企業支援PFから事業者情報を取得することで、DM等の広報媒体を通じた事業の広報、及び事業者への営業活動が可能となる。</p>	C (第三者データ活用)
4	✓		✓								報告業務の電子化	監督機関への報告業務を、中小企業支援PFを通じて行う。	<p>▼支援者（支援機関・士業）にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）に関して一元的に報告することで、書面で提出している報告書の作成・管理業務が効率化される。</p> <p>▼中小企業庁にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）に関する報告を一元的に受領することで、書面で受領している報告書の電子化業務や、メールで受領している報告書などの資料の管理業務が効率化される。</p>	A (自己データ提供)
5											事業の広報/営業	事業者の経営情報・財務情報をもとに広報・営業対象となる事業者（群）を特定し、各種事業を広報、営業する。	<p>▼支援者（支援機関・士業）にとってのメリット 中小企業支援PFから事業者情報を取得することで、DM等の広報媒体を通じた事業の広報、及び事業者への営業活動が可能となる。</p> <p>▼中小企業・小規模事業者にとってのメリット 自社の財務状況や経営状況にマッチした支援事業の情報を取得することが出来る。</p>	C (第三者データ活用)
6		✓	✓								報告業務の電子化	監督機関への報告業務を、中小企業支援PFを通じて行う。	<p>▼支援者（支援機関・士業）にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）に関して一元的に報告することで、書面で提出している報告書の作成・管理業務が効率化される。</p> <p>▼中小企業庁にとってのメリット 中小企業支援PFを通じて支援者（支援機関・士業）の各種業務（補助金執行状況や、支援事業の進捗状況等）に関する報告を一元的に受領することで、書面で受領している報告書の電子化業務や、メールで受領している報告書などの資料の管理業務が効率化される。</p>	A (自己データ提供)
7	✓			✓	✓						共有された事業者情報に基づく政策立案	中小企業庁と地方自治体・他省庁が保有する事業者情報を共有し、より広範な事業者情報に基づく政策立案を行う。	<p>▼地方自治体・他省庁にとってのメリット 地方自治体・他省庁では取得することが出来ない事業者情報を取得出来、より精緻なデータに基づく政策を立案出来る。</p> <p>▼中小企業庁にとってのメリット 中小企業庁では取得することが出来ない事業者情報を取得出来、より精緻なデータに基づく政策を立案出来る。</p>	C (第三者データ活用)

【別紙】中小企業事業者データの利活用シーン一覧

※No.は、資料5(P12)のラベル番号に対応

No.	中小企業庁	支援者（支援機関・士業）	中小企業・小規模事業者	他省庁	地方自治体	大企業	金融機関	民間調査会社	非営利団体（NPO等）	研究機関	利活用シーン	概要	メリット	データ利活用パターン
8			✓	✓	✓						ワンスオンリーのユーザー拡大	中小企業庁以外の行政機関執行間においても、ワンスオンリーな行政手続きを行う	<p>▼地方自治体・他省庁にとってのメリット</p> 中小企業支援PFを通じた事業者の申請情報の受領（ワンスオンリー）が可能となる。	B (自己データ活用)
9			✓	✓	✓						リコメンデーションのユーザー拡大	中小企業庁以外の行政執行機関においても、それぞれが管轄する支援事業のリコメンデーションを行う。	<p>▼地方自治体・他省庁にとってのメリット</p> 中小企業支援PFを通じた支援事業の広報（リコメンデーション）が可能となる。	D (自己及び第三者データ活用)
10			✓			✓			✓		事業者間のビジネスマッチング	他社の知財、活動地域に関する情報等を閲覧し、業務提携をはじめとしたビジネスマッチングの可能性を検討する。	<p>▼中小企業・小規模事業者／非営利団体(NPO等)にとってのメリット</p> 他社の事業者情報から事業提携等を含む事業拡大や新規事業立案が出来る。	C (第三者データ活用)
11			✓				✓				事業者の資金ニーズの把握	事業者の経営情報・財務情報から、資金ニーズ(例えば、事業拡大における設備融資のニーズ等)を特定する。	<p>▼中小企業・小規模事業者にとってのメリット</p> 特定の資金ニーズがある場合に、金融機関からの投融资提案を受けることが出来る。	A (自己データ提供)
12			✓					✓			調査協力のオンライン完結	民間調査会社が行う事業者情報の収集業務を、中小企業支援PF上で完結させる。	<p>▼中小企業・小規模事業者にとってのメリット</p> 民間調査会社からの事業者情報に関する問い合わせに対して、中小企業支援PFで保有する情報を利用して回答することが出来る。	C (第三者データ活用)
13			✓							✓	技術マッチング	事業者の保有する知財や、研究開発に関する情報から、研究機関にニーズのある技術と、その技術を保有する事業者をマッチングする。	<p>▼中小企業・小規模事業者にとってのメリット</p> 事業者の知財や研究開発に関する情報を研究機関が閲覧することで、協働研究をはじめとした技術協力の依頼を受領することが出来る。	C (第三者データ活用)
14	✓	✓		✓	✓						支援事業の審査効率化	従来は書面で受領している補助金事業や投融资事業をはじめとする支援事業への申請情報を中小企業支援PFから取得することで、審査業務の電子化を図る。また、申請書で提出されない情報を、必要に応じて中小企業支援PFから取得可能となる。	事業者から提出される申請書の情報が電子化されることで、支援事業の審査における必要な情報を取得することが出来る。また、申請書で提出される以上の情報を中小企業支援PFから取得することで、より精緻な審査を行うことが出来る。	C (第三者データ活用)
15							✓				投融资計画の立案	金融機関、投資ファンドが単年度又は中長期的な投融资計画を立案する際に、事業者の財務分析や経営分析結果等から資金ニーズを把握し、投融资金額や投融资対象となる事業者／業界を特定する。	中小企業支援PFから事業者の詳細な情報を取得し、財務分析や経営分析を行うことが出来る。その結果をもとに、設備投資の拡大等を検討しているような投融资のニーズが高い事業者や、特に高い効果が見込める事業者/業界を特定することで、投融资計画をより精緻に立案することが出来る。	C (第三者データ活用)
16								✓			信用力評価の効率化	民間調査会社が事業者の信用力評価を行う際に必要な情報を、中小企業支援PFを通じて取得する。	従来は民間調査会社が事業者のもとへ訪問して聴取していた一部の事業者情報を中小企業支援PFから取得することで、信用力評価業務が効率化される。	C (第三者データ活用)